

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	樋口 龍
【住所又は本店所在地】	東京都港区
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2026年2月20日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社G A t e c h n o l o g i e s
証券コード	3491
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	樋口 龍
住所又は本店所在地	東京都港区
事務上の連絡先及び担当者名	税理士法人Novera Consulting 公認会計士税理士 代表 中井哲也
電話番号	03-6304-0140

2【提出者（大量保有者） / 2】

個人・法人の別	法人（合同会社）
氏名又は名称	合同会社G G A
住所又は本店所在地	東京都品川区大井五丁目12番14号
事務上の連絡先及び担当者名	税理士法人Novera Consulting 公認会計士税理士 代表 中井哲也
電話番号	03-6304-0140

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No. 55
訂正される報告書の報告義務発生日	2026年2月2日
訂正箇所	本報告書については、提出後に保有割合の再計算を行った結果、報告義務が生じる1%以上の保有に該当しないことが判明したため、本報告書を訂正し、実質的に撤回するものです。